

公益社団法人守山市シルバー人材センター

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人守山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(主たる事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を滋賀県守山市に置く。

2 センターは、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条および第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、およびこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、および組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。なお、滋賀県知事が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に係る指定を行った場合は、本号中「軽易な業務」とあるのは「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業およびその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識および技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業およびその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実および社会参加の推進を図るために必要な事業を行う。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 センターの会員は、正会員および賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者とする。

(1) 守山市に居住する原則として60歳以上の者。

(2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

3 賛助会員は、センターの目的に賛同し、事業に協力する守山市内に住所または事業所がある個人または団体であって、理事長の承認を得た者とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 入会は、理事長が前条第2項および第3項の要件に照らしてその可否を決定するものとする。

3 理事長は、前項の決定事項を直近の理事会に報告しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費規程による会費を納入しなければならない。

2 前項の会費については、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業および管理経費のために充当するものとする。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 総正会員の同意があったとき

(2) 会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

(3) 正当な理由なく、会費を1年以上納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(除 名)

第9条 会員がセンターの名誉をき損したとき、設立の趣旨に反する行為またはこの定款に反する行為を行ったときその他除名すべき正当な事由があるときは、総会において、正会員の総数の3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第10条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別、定数および選任)

第11条 センターに次の役員を置く。

理事 12名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の2名を副理事長とし、理事長及び副理事長以外の1名を常務理事とすることができる。

4 理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長および常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 理事および監事は、総会において選任する。

6 理事長、副理事長および常務理事は、理事会において選任する。

7 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

8 監事は、使用人を兼ねることができない。

9 理事のうちいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

10 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

11 理事長、理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書その他法令で定める書類を添えて、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

(職務)

第12条 理事長は、センターを代表し、業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行す

る。

- 3 常務理事は、理事長および副理事長を補佐して、センターの常務を処理し、理事長および副理事長に事故があるとき、または理事長および副理事長が欠けたときは、それらの業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、センターの業務の執行を決定する。
- 5 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) センターの業務および財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度に係る事業報告および収支決算を監査すること。
 - (3) 総会および理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは不当な事実があると認めるときは、これを総会および理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。この場合においてその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれのある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が発生するおそれがあるときは、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任 期)

- 第13条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、第11条第1項に規定する役員の定数が欠ける場合には、辞任した場合または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第14条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第15条 役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務の執行に要した費用を弁償することができる。

3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、総会の決議を経て役員報酬及び役員費用弁償規程により定める。

(取引の制限)

第16条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするセンターとの取引

(3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第17条 センターは、一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団・財団法人法第113条第1号に掲げる額から同条第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会において正会員の総数の3分の2以上の決議によって免除することができる。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 センターの総会は、定時総会および臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 能)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員の選任および解任

(2) 役員報酬及び役員費用弁償規程の改廃

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告および決算の承認

- (5) 会費規程の改廃
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 第17条に定める役員の責任の免除
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第22条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第21条 定時総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め理事会に招集の請求をし、理事会において開催の決議をしたとき。
 - (2) 正会員の総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記した書面により招集の請求があったとき。
- 3 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が發せられない場合

(招 集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集の手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を示して、開会の日から1週間前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事

項およびこの定款に別に定めるものを除き、総会に出席した正会員の過半数の同意をもって行う。

(書面による議決権の行使等)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

2 理事または正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集の決定
- (2) 重要な規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、センターの業務の執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

（開 催）

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、毎事業年度に3回以上開催するものとする。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第12条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招 集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号の規定により理事が招集したとき及び前条第4号の規定により監事が招集したときを除く。

- 2 理事長は、前条第2号又は第4号の規定の請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議 長）

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第34条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

（決 議）

第35条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第12条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した理事長および監事が署名しなければならない。

第6章 事務局

(設置等)

第39条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 資産、会計、事業計画等

(資産の管理)

第40条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第42条 センターの事業計画書、収支予算書、ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て定め、直近の総会に報告するものとする。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により定めた事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに滋賀県知事に提出しなければならない。

(事業報告および収支決算)

第43条 センターの事業報告および収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が、事業報告、貸借対照表および正味財産増減計算書ならびにこれらの付屬明細書および財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会の承認を経て、当該事業年度終了後3箇月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。

2 センターは、定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第44条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、第47条の規定を除き、総会において、正会員の総数の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、滋賀県知事の認定を受けなければならない。

2 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なく滋賀県知事に届け出なければならない。

(解散)

第46条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員の総数の3分の2以上の議決により、解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併によりセンターが消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開および個人情報の保護

(備付け帳簿および書類)

第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
- (5) 総会および理事会の議事録
- (6) 財産目録
- (7) 役員報酬及び役員費用弁償規程
- (8) 事業計画書等
- (9) 事業報告、貸借対照表および正味財産増減計算書ならびにこれらの付属明細書
- (10) 監査報告
- (11) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) その他法令で定める帳簿および書類

(情報公開)

第50条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、前条に規定するもののほか、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第51条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 補 則

(公告)

第52条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の理事長は、川田健治とする。

附 則（平成25年5月27日）

- 1 この定款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月26日）

- 1 この定款の変更は、平成28年5月26日から施行する。

附 則（平成29年5月25日）

- 1 この定款の変更は、平成29年5月26日から施行する。

附 則（令和2年5月25日）

- 1 この定款の変更は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日）

- 1 この定款の変更は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和5年5月25日）

- 1 この定款の変更は、令和5年5月25日から施行する。